

第 7 回
道州制ビジョン懇談会
税財政専門委員会

平成 2 1 年 7 月 2 8 日（火）

内閣官房 副長官補室（道州制ビジョン）

午後 12 時 59 分開会

○黒川委員長 それでは、まだ少し時間早いみたいですが、きょう土野委員は早く退席されなければいけないみたいだし、できるだけ早く始めたいと思います。

第 7 回の道州制ビジョン懇談会税財政専門委員会を開催いたします。

お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。

今回は、持田委員長代理から論点整理として、これまでの各委員の主な意見を取りまとめたものを発表していただこうと思います。

持田先生にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

○持田委員長代理 黒川先生、どうもありがとうございました。

委員長代理の持田と申します。

本日は、お手元にあります資料 1 というものが、税財政専門委員会のこれまでの主な意見をまとめたものでございます。それで、中身については後ほど事務局から詳しく読み上げていただくことにしたいと思います。

私のほうからは、とりあえずビジョン懇の中間報告がございますね、その第 6 章が道州制における税財政制度の枠組みについて、こういうタイトルが打ってあります。

それで、このビジョン懇の中間報告は、細かく言いますと 5 つの小項目から成り立っております。一つは国・道州・基礎自治体における税財源と権限に関する基本原則をどうするかということ。2 番目は、具体的な権限・事務の分担と、これに伴う税源配分のあり方ということです。3 番目は、道州債の発行についてということになっております。4 番目は、国の資産・債務の取り扱い、そして最後に 5 番目としまして、財政調整制度、こういう小分類になり立っております。

本日は、それぞれの論点につきまして、これまでの議論をまとめていきたいと思います。

なお、この分類の仕方ですとか、あるいは順番などについては、必ずしもこれがいいとは限りませんので、今後、委員の方のご議論を踏まえまして、修正を加えていければと思います。

それでは、早速意見の概要を報告させていただきます。

まず、中間報告の税財政制度の基本原則に関する本委員会の議論を要約したいと思います。

資料の論点整理（案）の基本原則のところにまとめてあるわけですが、一言で言いますと、この税財政委員会におきましても、ほぼ基本原則に関しましては中間報告に沿った意見をいただいたと、このように認識しております。ただ、中間報告におきましては、ご案内のように 16 項目、国の権限・事務として具体的な 16 項目をいただいたわけですが、本委員会ではやや具体的なさまざまな意見が出されたところであります。すなわち国、道州、基礎自治体の権限・事務の分担と、それに応じた税財政制度のあり方につきましては、よりかなり専門的な具体的な意見が出されたと思います。

なお、税源配分のあり方については、本委員会では権限とか事務が決まった上で議論す

ることが順序ではないかという意見をいただきましたし、この点については親会において国、道州、基礎自治体の権限事務に関しては、さらに議論していただく必要があるのではないかと思います。

次に、中間報告にあります道州債の発行という議論ですけれども、これについては、本委員会の議論というのは、基本的には中間報告における記述と同じように、道州の起債につきましては、それぞれの自主判断によるべきものである、こういう基本認識においては一致しているのではないかと考えます。ただ、より踏み込んだ議論を精査しますと、さまざまな細かい論点はあるところとして、例えば、日銀との調整の問題ですとか、あるいは道州債の引き受け先等々の問題については、各論的な専門的な議論があったところであります。

それから、次に国の資産及び債務の取り扱いについてに関する議論ですけれども、この議論については、さまざまな意見があったという認識であります。つまり、一方で国の資産・負債とともに、資産・債務ともに道州が引き受けるべきであるという意見がある一方で、それは地方への負担のつけ回しではないかという意見があったところであります。また、道州が買い取るのであれば、その分の財源が必要という意見がありまして、この資産・債務の問題についてはさまざまな意見があったというのが現状かと思えます。

それから、最後に中間報告の財政調整制度に関する議論についてであります。

冒頭に述べましたとおりに、そもそも国、道州、基礎自治体間の税源の割り振りをどのように考えるかという点において、この委員会ではまだ議論が分かれているところであります。また、税源配分が決まった後の財政調整の方法につきましても、垂直的な調整と水平的な調整のどちらを選択すべきなのか、あるいはそのどちらにもよらない調整方法はないのかどうか、こういう点で技術論、各論としてはまだ議論が終息していないというように認識しております。

以上、税財政専門委員会におけるこれまでの主な意見を論点整理（案）として提出させていただきました。本日は、これをたたき台にしまして、さらに議論を深めていただいて、最終報告書の作成に向けて作業を進めていければと思います。

それでは、以上が大まかな整理でありますので、この後、引き続きまして事務局から資料の詳細についてご説明を願いたいと思います。

○黒川委員長　ありがとうございました。

それでは、資料１について事務局から読み上げていただくことにしたいと思います。

杉本さん、よろしくお願いします。

○杉本内閣参事官　それでは、資料１について内容を読み上げさせていただきます。

道州制ビジョン懇談会税財政専門委員会論点整理（案）～これまでの主な意見～

四角の中は、中間報告の道州制における税財政制度、税財政制度の基本原則について書かせていただいております。

続きまして、本委員会で議論のありました意見についてでございます。

下の基本原則。

財源の権限はセット。

役割と権限に見合った財源を確保できるよう、税の性格によって分割された財源を分配。

偏在性が小さく、安定性を備えた税体系を構築。

道州、基礎自治体へ課税自主権を付与。

権限・事務の分担と税源配分のあり方。

国会が行政権をコントロールするという大枠は譲れず、各道州が勝手に行政権を行使するのは憲法違反ではないか。

地域主権型といっても、憲法に適合するものかどうかの判断は司法の役割となる以上、完全に地方に任せることはできないのではないか。

国・道州・基礎自治体間で重複無く配分することが適切かどうか、議論の際には注意が必要。

国土政策、農林政策、教育等は国・地方が協力して対処する問題が多いため、議論が必要。

国際競争の中での国の役割。

現在のグローバル化した世界の中では、経済政策や地域振興については国が責任を持つべき。

現行憲法下で、条例でどの程度まで課税ベース、税率を定めることができるか、根源的な行政権をどの程度まで担うことができるか。

ナショナル・ミニマムの範囲はどの程度か。

ナショナルミニマムの確保に関しては、国と出先機関が一元的に行うタイプから、国はナショナルミニマムの保障という理念のみを謳い、水準や対象の設定から財源負担まですべて道州、基礎自治体で行うタイプまで様々考えられるため、どのように制度設計すべきかまで考えるべき。

中間報告の国の役割（16項目）は例示であり、さらに役割分担を考えていくべき。

補完性の原理、近接性の原理に基づき役割分担を整理すべき。

生活保護は憲法上、国の責任であるため、国税を財源とすべき。

年金、医療保険は基礎自治体を中心とし、道州・国からの助成について検討すべき。

年金、医療保険は国の役割。

年金は国の役割、生活保護、医療保険は道州又は基礎自治体の役割。

広域犯罪以外の警察治安は道州に一元化すべき。

防衛に関しては、国と沖縄の役割分担の議論が必要。

国・地方の税源配分は、国・地方の具体的役割分担に応じ検討。

税財源の配分については、フロー面だけではなくストック面（資産・負債を国・道州でどのように配分するか）も合わせて考えるべき。

税源配分の話と同時に、徴税組織・徴税方法についても検討することが必要。

2つ目、道州債の発行。

財政状況について情報公開の上、自らの責任において道州債を発行。

国・道州の起債はそれぞれの判断により市場で行うべき。日本銀行との調整は「国・道州調整会議」で行うべき。

道州債の発行に当たっては市場原理を活用することが原則だが、ナショナルミニマムを構成する公共サービスに係る道州債が市場で調達できない場合には、現行の地方債計画に準じた制度による財源保証も有効。

国の資産・債務の取り扱い。

国の資産は道州に売却し、国の債務を軽減。

道州が時価で買い取り、道州債で償還すべき。

道州が買い取るということは、国の借金を道州に押しつけ、既発の地方債への影響が大きいことから、慎重に検討すべき。

仮に道州が資産を買い取り、償還することとなれば、その経費も道州に必要な財源として積み上げ、税財源の配分を考える必要。

建設国債については、資産の移管と同時に債務も移管し、赤字国債については、移譲される税源見合いで残高を移管すべき。（国債の種類により考え方を変える必要）

債権者保護の観点から国が引き続き償還事務を行う場合には、国に安定的な償還財源を残すことが必要。

直轄負担金が入っている事業など国の資産でも地方の金が入っているものがあるが、これについての評価の方法について議論が必要。

財政調整制度。

ナショナルミニマムの確保に関する制度設計や運営体制の構築、財政負担の多くを国が担う場合には、国税から配分することが必要。

偏在性の小さい、安定性を備えた税体系の構築が前提。

国税の根幹は法人税、道州税の根幹は所得税、基礎自治体税の根幹は財産課税及び酒税、たばこ税等の消費に課し、燃料税を道州間調整財源に、諸費税を国・道州・基礎自治体及び調整財源にあてるべき。

消費税を地方税の中核・基幹税に据えるべき。

消費税、所得税のかなりの部分を道州、基礎自治体に移譲すべき。

法人税は一定の割合を道州へ移譲すべき。

国、道州、基礎自治体、道州間調整財源の割合をおおむね3：3：3：1とすべき。

税収配分について3：3：3：1ありきの議論はすべきではなく、影響学の大きい生活保障・公的年金分野の役割分担によるべき。

財政の所得再配分機能をどこが担うのかにより、国・道州・基礎自治体への税門の割振が変わりうる。

税率等に関する道州の裁量を拡大するなど、課税自主権を拡大すべき。

財源の配分比率を決定するためには、まず国から地方へ移譲する事務・事業の内容を決めることが必要。

都道府県が道州に広域化することに伴うコスト減も税財源の配分に反映することが必要。

合併等により道州に広域化した場合には、道州の行政レベルを、従前高レベルであった自治体に合わせざるをえず、逆にコスト増となる。

道州に広域化した場合に生ずると考えられる、コストに関するメリットについては、データの整備が必要。

道州間調整財源を確保し、道州間協議をもって水平的調整をすべき。

道州間で水平調整を行う場合では、国や道州間で争いが出てくることも考えられることから、裁定・調整機関を設けることが必要。

地方共有税の道州間配分については、道州間の政策機構の間でうまく調整がとれる必要があるが、基礎自治体における財源の偏在や財力、財務体質の強弱の多様性から、その調整がうまくいくか不安。

国民の最低限の生活保障などを考えると、実務的には水平調整は困難であり、垂直的な調整が必要。

日本のように一人あたりの税収に大きな格差がある場合は、水平的財政調整制度がうまく機能しないのではないか。

憲法にいう法の下の平等の観点から、市町村についても国から直接交付する制度が必要。

垂直でも水平でもない、財政調整の方法を考えるべき。

課税の問題等の道州間調整は国が責任をもって行うという視点が必要。

E Uにおいてなされているように、道州を超える問題が起きたときの処理を国の事務とせず、道州が協力の上、調整してまとめていくということが重要。

以上でございます。

○黒川委員長　ありがとうございました。

これまでのここでの議論を思い出していただけたかと思えますけれども、持田先生がまとめてくださった基本的な考え方のところと、今読み上げていただいたこれまでの議論ですけれども、まことにそのとおりだったということしかないのかもしれませんが、次回の会議が座長がおおむね全体の意見を取りまとめるということになっていまして、ここでたくさん議論をしておいていただかないと、事の軽重が私はなかなか判断できないところもありますので、ぜひしかるべき議論というか、特に両論併記になっているようなものについては、どう考えたらいいのかということ、それからもともとが地域主権型道州制という名前になっていて、現行の憲法のこともありますけれども、地域主権ということの意味ということをしごく重くとらえることもできるし、現行の制度の中からもう少し地域主権という、そういうぐらいに考える方もいらっしゃるかもしれないし、少し意見の差があるとすると、そこのところに出てきた意見にはいろいろ差があるような感じもいたしま

す。

いずれにせよ、一番たくさん意見が出てきているのが財政調整制度の問題についてでして、税源がどういうものであるべきかとか、税財政に関する基本的な、専門的な認識に関して言えば、大方この委員の方たちの意見は一致しているというふうに考えますけれども、最後のところの調整というか、地域主権というのをどれぐらいに重いものとするかということで、このところのとるべき判断というのが変わってくるのではないかというふうに認識しています。

早速、残された時間全部その議論を進めていくことにできればいいと思いますけれども、どういうふうな議論の仕方をしていいかというののもちょっと悩んでいますけれども、とりあえず、きょうご出席の委員の方々に、これまでのまとめと、さっき持田先生がおおむねこういう形で議論がされてきたということに関する取りまとめに関して、どういうご意見をお持ちかということについて皆さんからご意見を伺っていくことをしたいと思いますけれども、よろしいですか。

あいうえお順でいくと赤井先生からになるんですが、よろしいですか。

○赤井委員 あいうえお順と思っていたので余り考えていないんですけども、確かにいろいろな意見が出ていますが、どこまでこの委員会でまとめ上げるのか、細かくどの税はどこに張りつけるのまでやるのか、考え方だけでいいのかというところで大きく変わってくると思うんですね。

やはり国か地方主権か道州かというときに一番重要なのは、やはりナショナルミニマムをどこまで見るのかということで、そのナショナルミニマムというのは国だという考えをしている人もいますけれども、必ずしも国ではなくて地方で道州間で水平調整ができれば、国がある程度基準を出せば、道州が主体となったナショナルミニマム提供というののできるのか、そのあたりをもう少しメリット、デメリットを見ていけばもう少し書き込めるところがあるのかな。

ナショナルミニマムということは、結局、国民が格差は余り好まないというか、最低限を確保してほしいということなので、もう一つは、ナショナルミニマムは何かというのは、なかなか固まらないものなんですけれども、国民はどう思っているのかというところをもう少し重視して議論をする。私も今までの意見を聞いていて、意見はいろいろ出るんですけども、本当に国民は、例えば教育はどう思っているのか、社会福祉はどう思っているのかなど、格差があつていいと思っているのか、もう少しニーズを集め、ナショナルミニマムを国でやるべきか、国が基準を示して地方で調整すべきか、その水平調整をどうすべきか、そのあたりでもう少し書き込めるところもあるんじゃないかなという、感想だけですけれども、また細かいところは後で。

○黒川委員長 じゃ、土野委員、何か、これまでの意見。

○土野委員 私も今読んだところで恐縮でございますが、一通り議論されたものを委員長おっしゃったように書いてあるんだと思いますけれども、まだまだ抜けているというか、

議論しなきゃならない部分があるんじゃないかなというふうに考えておりまして、私どもは特に財政調整制度については非常に興味を持っていると言うと語弊がありますがけれども、実態的に非常に心配をしているところでございますので、その辺の議論がどんなふうに収れんされるのかということについて心配をしているということでございます。

○黒川委員長 中里さん。

○中里委員 地方というものを抽象的に国と対立する何かというふうに考えるわけにはいかないんだろうと思います。アメリカで州と言えばマサチューセッツはマサチューセッツですし、カリフォルニアはカリフォルニアですし、特定のあるブロックですよ。ドイツもそうです。それは連邦国家ですからそうなんですけれども。

フランスだってきっとそれぞれブロックがあるはずで、抽象的な地方と国との間の関係は、幾ら議論しても余りよくないので、そういうことを言い出すと、この前の市長さんみたいに、うちだけ独立したいとか、その上、先には鎌倉市だけ独立したいとか、世田谷区だけ独立したいとか、とんでもない意見が出てきてしまいますから、やっぱりまずブロックを矯正して……矯正というか、これをいったん定めて、道州制というときの道州というのはこれとこれとこれとこれだというブロックを提示する。その上で、それが決まれば、そこですべき仕事というんでしょうか、与えるべき権限というのがおのずと決まってくると思うんです。そうすると財源が決まってくるという順序なんじゃないでしょうか。

抽象的な地方というのを念頭に置いても、それがどんな大きさなのか全然わかりませんから、抽象的な議論しかできないということで、それはもう十分にお考えの上で、それがうまくいかないから大変なんだろうとは思いますが、一応理屈はそういうことだということだけ申し上げます。

○黒川委員長 沼尾先生。

○沼尾委員 持田先生、事務局の皆様、まとめてくださってありがとうございました。これまでの議論がかなりきちんと盛り込まれた形で整理して下さったのかなというふうに思いながらこれを拝見いたしました。

先ほどのご説明にもあったんですけれども、やはりこの間の議論というのを振り返ってみますと、中間報告に出ている地域主権型道州制というもので前提とされている国と地方の関係ですとか機能分担ですね、あるいはその権限というようなところが、なかなか非常に幅広い解釈があって、その中で税財政の議論をしようとしたときに、当然、事務権限配分が見えてこない中で、税源をこれというふうに決められないというようなところはあって、それがこれだけ幅広い意見が並列するような形になったのかなというふうに思っております。

そのように考えますと、基本原則として、財源と権限はセットというようなことは言えると思うんですけれども、やはり事務権限配分のところが非常にこれだけ意見が分かれて見えてこない中で、具体的に、例えば、税源をどういうふうに配分するかと、財政調整制度として具体的な案というのを取りまとめていくというのは非常に難しいのかなと

というような印象を持っております。その限りにおいては、ここで出されているかなり規範的なと申しますか、一般論的なことで整理をされていくという方向としては、たたき台にするということでもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○黒川委員長 はい、どうぞ。

○古川委員 ありがとうございます。

我々が今やっているのは、税財政の専門委員会ということでございますが、この取りまとめを見ていると数字がほとんど入っていない。税財政の専門委員会で数字が入っている部分は税收配分が3：3：3：1と、ここの部分が唯一入っているだけで、それで、確かにさまざまな議論が出ているということで、なかなか一つの数字でまとめるということは難しいと思いますけれども、ぜひここは税財政の専門委員会でありますので、まとめる際に数字を入れていくということをコミットすべきではなかろうかと思っております。

それで、何も一つのタイプだけがこの委員会としての考え方というのではなく、例えば、私どもが九州モデルという中で主張しているような、その中にも大きくまた二つに分けているわけですが、例えば、医療保険を国が持った場合とそうじゃない場合とで違うよねという形でいったものもあれば、私どもの九州モデルをかなり地域主権型道州制というものを意識したものをつくってっております。そうしたものを前提にした場合には、この3：3：3：1でいくと、多分2：3：2：3ぐらいの感じになっていくんだろうと思うんですけれども。

一方で、もうちょっと進んでいない形のご議論もございますので、現行憲法下において考えたときに、これぐらいじゃないかというふうなものの場合には、例えば、こんなことになるんじゃないかとか、そういう形で、数字の入ったタイプというものを示すわけにはいかないだろうかというふうに思ったというのが私の、これをぱっと見たときのファーストインプレッションでございました。

以上でございます。

○黒川委員長 ありがとうございます。

とても私にとってはありがたいというか、まとめるときにまとめやすいというか、次回のスケジュールがいつと決まっているかよくわかりませんが、もう少し数字のことを意識して考えられるシナリオを意識しながら、しかも、地域のこともある程度念頭に置きながら、どう配分していったらいいかみたいなシナリオ、これも全国でいろいろな提案が出されているので、こんな提案が出されていますということで皆さんに数字をお見せしていきながら、何か議論をしてみるということに関しては、ちょっと夏休み時間をいただいて、事務局とも相談しながら、私のところの研究室やなんかもちょうとスタッフも応援に来てくれると思いますので、そういう計算をしてみようかと思っています。

今まではどちらかというと、ただ我々は税財政の専門委員だったので、基本的に原則のところ、税制度とか地域主権のときの根幹になる税制度というのはどういうものなのか

とか、今回の中にはまだ一回も出てきていないけれども、僕が一番気にしているのは、道州の間で選択税率なんて可能なのかとか、それこそ税構造そのものがまるで違うということもあり、それぞれのところで課税自主権がありますということを書いてあるわけだから、本当にゼロから始まっていったらそういうことは可能になるのかもしれないけれども、これまでの流れの中にあるわけだし、それから、もう一つ面倒くさい税財政専門委員会で考えなければいけないことは、国が猛烈に累積の債務を持っているという状態で何か議論をしなければいけない。そのことと、だったら一方では、これまでそういう資金を使いながらストックもつくってきているわけで、ストックと借金との関係みたいなものがどこかできちんと見えていないと、どこが負担が軽いとか重たいということはなかなか議論はしにくい。これはいつでも起こってしまうことで、1人当たりのサービス料と負担のことで考えると、人口密集地域のほうはより効率的で有利になるケースが圧倒的に多くなってしまうので、地方と大都市の場合の調整のときに、そういうことをかなり意識しないといけないのかもしれないけれども、道州をどういう区割りにしてしまうかという区割りのほうの委員会があると思いますけれども、今議論されている区割りのほうの委員会の議論でいくと、どれぐらいの格差が起こる傾向にあるものなのかということを考えなければいけないと思うし、この間、中田さんが見えになって、三つの都市は特別扱いにしてくれという、つまり都市州というのがありだよということになるかもしれません。

この三つの都市だけではなくて、前から議論されているのは、東京23区は昔の東京市になりたいというのはどこかに悲願の方々がいらっしゃる感じも認識していますし、それを考えると、東京の都下の自治体というのはどうすればいいのか、きっとあしたから路頭に迷うんじゃないかと思うような世界が起こってきて、ここで議論して表に出てくることが周りの人にすごく大きな影響を与えるような予感もします。とはいえ、何も無いところで抽象的な格差の話を議論しても始まらないので、そんなに厳密ではないけれども、大きくトータルに数量的に把握できるような環境で最後はもう一回議論するか、数字が入ったところで議論する回をもう一回つくるようなことを事務局と相談してみますけれども、やってみて、その後でまとめるということにするかしてみたいと思います。

とありえず皆さんから言われたことというのは、赤井さんが最初におっしゃったのは、ナショナルミニマムといたって、それはそれぞれの地域によってかかる費用がみんな違うわけだから、そのことで考えて、空間が広いけど人が少ないところのナショナルミニマム、同じサービス水準の維持の仕方を、東京のど真ん中のようなところと同じように比較できないわけだから、そういうことを議論していきましょうという地域で判断するほうがいいのか、全体として一定水準、何かナショナルミニマムを定義できるような形で、その運営の仕方に関しては地域ごとに変わるというようなことが可能かどうかとか、土野委員が心配されていた、まさにそれが財政調整の制度につながると思うんですけれども、どれぐらいの大きさで、それも水平的なのか垂直的なのか、それこそ中部圏で言うと、名古屋に期待しながら財政調整を考えるのか、国全体に期待しながら財政調整を考えるのかとい

うのはまるで違うことになっていくような予感もします。

それから、地方と言うけれども、一般的に抽象的な地方ではなくて、特定の地域を意識したというか、地域ブロックを意識した地方ということを考えなければいけないので、それぞれの特徴というのをきちんと認識した上で議論するということになるのかもしれない。

それから、義務権限というか、どこが何をするかということがきっちりわかってしまえば、これは沼尾先生のおっしゃっているように、どこがどういう責任をとるべきかということの責任の範囲がわかってしまって、しかも、ある程度まで自助努力を前提にしながら、だけれども、その地域が頑張ればちゃんとそのサービスを提供することに対応できるような環境というのをどうやってつくるのか最低限確保していくのかというようなことから始めていて、レベルをどのレベルにするかという配分のレベルの話をしなければいけないかもしれない。いずれにせよ、それは最後に数字を入れてきちんと考えてみるということベースにして考えてみたらどうかということになるのかと思います。

持田先生、何か、今までの議論で。

○持田委員長代理 大体黒川先生と同じでありまして、なるべく委員会としてコミットできるような形で集約できないかと思います。

それで、細かいことと大きなことと二つ問題意識がありまして、ちょっと個人的な意見を述べさせていただきますと、まず細かいほうから言いますと、先ほどの委員の方のお話を伺って思ったんですけれども、やはり大きな関心事となっているのは、事務配分と税源との関係というのが一つある。それから、もう一つは財政調整制度というのが大きな問題としてあると思います。逆に言いますと、道州債の問題ですとか、あるいは国の資産・債務の問題、これについてはほぼ中間報告の線でいいということなのか、あるいは意見がないということは、中間報告の線では困るということなのか、そこのところが見きわめがつくと、この税財政委員会の議論が絞り込めてくるので、まず消去法じゃありませんけれども、そこが少し議論を少し限定していけないかなというのが一つです。

それともう一つ、やや大きな話ですけれども、最終的には税財政専門委員会の議論が親会に反映させられると思うんですが、その場合に二つぐらい気になっていることがあります。一つは、こういうビジョンとか報告というのは、だれを念頭に書くかということなんです。それで、それは多分専門家を相手に書くものではなくて、やはり相当幅広い人々にこの報告書が読まれるというのが想定されるんだと思います。そうすると、議論はできるだけわかりやすいものにして、余り技術的なこと、細かいことは、最終的なアウトプットにはむしろなるべく書かないほうがいいのではないかと個人的には思っています。そういう大きな方向性を出すんだということでもいいのか、それとも最終的なアウトプットに技術的な、専門的なことも入れるということを念頭に残りの期間議論していくのか、その辺ひとつ気になるところです。

それと、大きな問題のもう一つは、いずれこの専門委員会の議論というのはまとめられ

て、親会に返していくわけですが、その場合に、専門委員会が出された議論というのが親会の議論にビルトインされる保障があるのかどうかということですね。きょう、江口座長がいらっしゃるので、率直なところをお伺いできればと思います。つまり、中間報告をなぞった形で親会に返すということよりも、何らかの付加価値をつけて、せっかく遠いところからみんな集まって、この専門委員会が議論を積み重ねたわけですから、少なくとも中間報告のレベルより多少付加価値をつけたものを親会に返したいと思いますし、そして、そういう意見というものは、できれば親会の議論にビルトインされるということがあらかじめ保証されていると、議論のあり方も大分違ってくるかなと思います。

以上です。

○黒川委員長 これまでの議論で何かつけ加えたいということはありませんか。

はい、古川さん。

○古川委員 ありがとうございます。

持田先生にうまくまとめていただいていたと思ってしまして、最後に持田先生が言われた、せっかくやっているの、このままでいくと中間報告で出たやつを、そうでしたねという話だけになってしまうのももったいないなというふうに感じてまして、事実そこは、何もこれだというのじゃなくて、いろいろなものがあるよねというふうなことを少なくともやるということによって一歩踏み出すというところが出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

○黒川委員長 杉本さんにちょっと質問していいかどうか難しいんですけども、全国で今いろいろな地域から道州制について、いろいろな提案とか意見とか出てきていると思うんですけども、これはおおむね事務局のほうでは九州から始まって全国地域、あるいは経済団体や何かが出しておられる提案とか、この間の中田さんとかの都市州のケースもそうですけれども、これまで出てきている意見はおおむね手に入っているんですか。

○杉本内閣参事官 発表されているものについては基本的に、本当に地区、だれか個人的に集まってやっているのはわかりませんが、それなりのものは私どものほうで集められると思います。

○黒川委員長 そうですか。そうすると、さっき古川委員が言われたようにシナリオというか、それぞれ違ったシナリオがあったり、考え方の違いというか、まとめるときに考え方としていろいろな考え方があるだろうと考えるんですけども、それをうまく抽出することも可能だと考えますか。

○杉本内閣参事官 ここは全部をつまびらかに見てみないとわかりませんが、私はずっとよく見ているところと言いますと、正直申し上げて、濃淡は相当ありまして、まず、九州の戦略会議なんかでやられているところは、役割分担をこうした場合はこんなんじゃないかというふうには相当数字を突っ込んでやられているところもありますが、多くの場合は、例えば、道州制に移行することでの行革効果はこのぐらいとか、ある部分に焦点を当てながら試算をしているというものはあるんですけども、それが全体で一覧できるとか、比較

できるということかというと、なかなかばらばらだと思います。みんな焦点の当て方が違ってしますので、そこのところは今伺っていて難しいなという感じがいたしました。

○黒川委員長 ほかに何かどなたか、これまでに上手にいろいろな意見のことを相対比較したような、どこかに報告のようなものであったり、古川さんのところでは何かそういうのを認識していませんか。

○古川委員 九州モデルをつくるときに、それまで発表されたものを取り寄せて、どういった主張がなされているかについては、我々なりに整理と分析はしているんですよ。ここでの議論の参考に頼るものかどうかというのは別にして、そういったものがないかと言われたら、ないわけではないということなんです。ただ、確かに今、杉本参事官おっしゃったように、関心の持ち方がかなり違うという感じはしています。その上で、私どもはこの九州モデルで整理をしたので、本当に九州モデルというのは、ある一定の道州制ではこうだという感じにせずに、あえて、かなり進んでいけばこうなるし、もっと引いていけばこうなるというふうなものをつくって、そうした場合には、この事務がこっちに行けば、その分の財源をどこからか持ってこないといけないよねというふうな感じでやっているんです。

さらに言えば、消費税は道州と市町村に持っていく、これはほとんど多くの委員もそのようなお考えだったと思いますけれども、あと九州モデルの特徴でもある調整財源というのを特別につくって、それは実際には今国税で集めているものの一部なんですね。法人税と所得税の一部を最初から調整財源として確保しましょうということなんです。その事務の分厚さによって、調整財源としていく部分と、国がそのまま国税として取り続ける部分が何割になるかという部分が違ってくるというふうなことで整理をしていっているんですよ。だから、私どもはそういう道州制という議論にかなり幅があるということをも前提にして、実際に事務がかなりいくのか、そうでもないのかということによって調整できるようにというふうに制度を仕組んでいるつもりではあるんですけども。

いずれにしても、やはりここで何かの形で、この委員会お勧めと言う必要はないにしても、やはりこういった議論もあるとか、こういった議論もあるとか、逆に、恐らく余り出ていないのが、民間で出ていないのが、今の制度と余り変わらないような道州制というのは余り皆さん真剣に議論するということが行われていないので、その部分がむしろないんですよ。地域主権型道州制の最低の合格ラインのときにはどんなふうになるんだろうかということが、実は一番議論がというか、シミュレーションが足りていない部分ではないんだろうかというふうに私は思っていますけども。

もし、何かそういう作業をやれというんだったら、九州地域戦略会議のほうにまたあれをして、そっちのほうの独自作業ということでやってもいいですが。

○黒川委員長 いずれにせよ、いろんな方が今まで試みている。それから、僕のところでも少し考えたりもしていますけれども、でも、やっぱり基本的なこれまでの歳出と歳入の構造を能力は、既存の能力で判断しているわけだから、大概これまではる税収をどうやり

くりすると配分されるかという議論になるけれども、税関関数を地域で推定して、新しいインフラやなんかができたときの違った構造で生まれてくるような産業を前提にしたりして推計するようなことはだれもしていないと思いますし、そういうことも十分あり得るかもしれない。どちらかというと、社会の構造がまるで変わってしまって、地域で独自に考えることができるようなこと、九州全体の産業構造というのが違った形になるということもあり得るかもしれないし、そういうことについてはなかなかわからないですよ。精いっぱいできているところというのは、今どういうことに幾らお金がかかっているのを事務配分を変えると、それに必要な金額をどこから持ってきてどこに渡す、またどこから持ってくる可能性があって、どこは可能性がないかというようなことに関する認識は、これまでの統計の処理でそれほど難しくなくできるというふうに認識していますけれども。

いずれにしろ、そういうストーリーも、さっき持田先生は、余り難しいことをやってしまうと、つまり、この報告書がだれを念頭に置いているのかわからなくなってしまうけれども、それなりに熟知りの人には納得していただかないといけないということも確かなので、すごく難しい微妙なところがあると思います。

○赤井委員 すみません、まさにそう思うんですね。持田先生がおっしゃるように、一般にもわかりやすいというのは当然重要だと思うんですけども、やはりその簡単なのをつくる最後には、専門委員会ですから、あらゆるシミュレーションみたいなのをやっておいて、そういう情報も見ながら、最終的にこの情報は背後に置いてまとめましょうという形にしたほうが、より説得力があるのかなというのと、これまでの研究は、私もいろいろ見ているのはあるんですけども、やはりこれまでの研究から、例えば、どういうふうにナショナルミニマムを分けたらいいのかという概念的というか説得性みたいなものを見出すのはなかなか難しく、それぞれのところでそれぞれ考えているのがあって、当然ここで議論が分かれているのも、そのどこかに入るんだと思うんです。これまでの研究は、今おっしゃったように、もう既存のこうあるべき、こうなるだろうという仮定のもとできているので、どれが一番望ましいのかというのはなかなか既存の資料から分析するのは難しい。逆に言うと、いろいろなパターンに応じてどうなるのかというデータはつくってみて、それをベースに最終的に考えるというのがいいのかなという、作業はするのはいいと思います。

○黒川委員長 はい、どうぞ。

○中里委員 財政調整制度のところでいろいろな意見が出て、国にはこういう税金がいいとか、道州にはこういう税金がいいとか、基礎自治体にはどうかとか、これはもちろん財政学でいろいろな研究がありますから、公共経済学とかでもいろいろな研究がありますから、一定の傾向は言えると思うんですけども、ただ、ここで税目を並べたところで、法人税の税率を今後上げていくのか、下げていくのか、消費税の税率を今後上げていくのか、下げていくのか、所得税の税率を上げていくのか、下げていくのかということを入れませんと、税目だけ配ってもどうなのかということが非常に問題になりますよね。だから、

今の税率を前提として議論するのかどうかというところが非常に重要になってくると思うんです。

もう一つは、片方で課税自主権と言っちゃっていますから、課税自主権というのは自分で取るので、消費税については今地方は取っていませんので、国が徴収しておりますから、地方にそれを分配するということの意味が私にはわからないんですけども、これは各道州なり何なりが自分で消費税の徴収をするということを前提にしないと課税自主権とかは言えなくなっちゃうわけですね。

それから、法人税でも所得税でも何でもそうですが、課税自主権と言った瞬間、道州間の課税管轄権の衝突が生じてきますので、この二重課税の調整というのは本当にやっかいな話ですから、理念としての課税自主権はよろしいんですけども、本気で自分たちで徴収するつもりだったら、ものすごい負担を負って専門家をトレーニングし、その上で、他の地方団体との衝突も加味しながらやっていくということになるので、この財政調整のところの議論は、課税自主権ということとどうも矛盾しているような気がいたしますけれども。そこまで本気ならば、別にそれはそれで結構な話で、憲法の理念にも合っているのかもしれないかもしれませんけれども。

○黒川委員長 これは本当は持田先生に話してもらうのが一番いいのかもしれないんですけども、持田先生たちのグループがこの間ずっとカナダ型地方税で、しかも税率は選択税率で、だけど全体で取っていて、地方にどう配分したらいいかということに関するルールをずっと研究されていて、ものすごくうれしいことに、その地域の、つまり消費あるいは所得あるいは生産とかということと比率に応じて配分することができてしまう。でも、何も不公平が起きないということを証明してくださっている報告をこのところやったださっていて、これはすごく、やや全体としての総務省も地方消費税のとり方に関して、どういうやり方があり得るのかということに関して、この間ずっと研究を続けてこられてきて、その中に持田先生たちのグループが入っていたということは僕も認識していて、ずっと外から見せていただいていたんですけども、産業連関表のようなものがうまくきちんとできていれば、簡単に47都道府県に分けられますと、今の形で言うと。しかも、それが過不足なく配分できるということが証明できているということになっているので。

ただ問題は、そのときに国が一括してとるのか、地方のみんなで協力した組織が集まって全体をとって、あと配分するというやり方。今の地方消費税というのは、都道府県間でやりとりしながら調整して配分しているんですよね、過不足を後で。ちょっと考えられないようなシステムをとっているんですけども、そのことに関しては全体でもできるということがおおむねわかっていますので、カナダ型というので、はじめはそんなうまいぐあいにいくのかなと思っていましたけれども、多くの人が今関心を持っているということで、消費税がベースになるということに関しては、最初から気になっていたんですけども、かなりこの会が始まるより、今の方が僕は自信を持って消費税を中心に置くことができると言ってもいいんじゃないかといふふうに思っていますけれども、持田先

生、何か。

○持田委員長代理　今の先生につけ加えることは特になんですけど。

○中里委員　国が徴収するということですから、地方に課税自主権を与えないということですね。

○黒川委員長　国が徴収するとは限らない。

○中里委員　いや、カナダは州が国に徴収を委託していますけれども、だから国が徴収していますよ。

○黒川委員長　だから、それはそのカナダの場合は一括すると一遍に配分することができるからなんだけれども、それを地方の団体が共同である組織を使ってやるということはありません。

○中里委員　そういうのは課税自主権がないということなんじゃないですか。

○黒川委員長　でも、税率全部違えていいわけでしょう。

○中里委員　そういう話じゃなくて、徴収も全部含めて課税自主権というのはあるわけで、税率だけの課税自主権とか税率だけの課税自主権というのはないと思うんですよね。

○黒川委員長　一番効率的に……

○中里委員　固定資産税みたいにとっているのが本当の課税自主権ですからね。

○黒川委員長　最初の言葉遣いの課税自主権というのをどうとらえるか……

○中里委員　いや、それは憲法上の話ですよ。

○持田委員長代理　今の黒川先生の説明を補足しますと、カナダの場合は、ご案内のようにGSTという消費税を導入するときに、州の小売り売上税をなぎ倒そうとしたわけですよ。だけど、これは結局なぎ倒すことができなかった。逆に、ケベックでは連邦がなぎ倒され返されてしまって、ケベックがバットを徴収しているわけですよ。ですから、カナダでは、ケベック州では、連邦にかわって州がバットを徴収している。それは課税自主権ということの意味だと思います。

○黒川委員長　これまたここで議論を始めるという、これでまた1時間ぐらいかかりそうなので、これも論点をきちんと今度までのときに、どういふのを課税自主権と言うかについてのシナリオの議論、中里先生がこのことに関しては一番詳しいので……

○中里委員　いやいや、詳しくないですよ。

○黒川委員長　多分一番詳しい。なので、ちょっとこの言葉を生かしながら、課税自主権ということが憲法の問題として引っかからなくて議論ができるかどうかということに関して、本当に一番重要なところに入っているから、放っというて行くわけにはいかない。

○中里委員　地方消費税というのはなかなかよくできた制度……

○黒川委員長　それは僕もそう思えますよね。使い方によってはうまくいくんじゃないかと僕は個人的に思っている。最初はまるで無理だってこの会議が始まる時は思っていたけれども、今はできるんじゃないかとすごく思い始めたんですよね。2回持田先生の研究会の発表を聞いて、ちょっと自信ができてきているんです。またいつかご紹介できた

ら、もう少し丁寧に紹介したいと思います。

何かほかにありますか。はい、沼尾委員。

○沼尾委員 先ほどから具体的に数字を挙げた形で議論を整理する必要があるんじゃないかということだったと思うんですけども、これは恐らく2月に赤井委員が以前にプレゼンされたときにも、やはり具体的に数字を出してみないと、権限配分によってどのぐらい財源が、どのレベルの政府に必要なのかというのは見えてこないんじゃないかというようなご報告があったかと思いますが、結局ここまで来てしまった。この後のスケジュール案にもかかってくると思うんですけども、それでもう一つ言うと、恐らくこれから財政需要が一番伸びていくところは社会保障の分野で、特に年金の議論もそうですけれども、他方で対人サービスの問題もあって、それをどのレベルが担うかによって必要な財源の配分の仕方は大きく異なると思うんです。ところが、他方で地域主権型道州制という場合には、これは恐らく産業政策とか経済政策とか地域振興の話が出てくる。このぐらい複数の課題についてどのように権限配分を落としていくかということによって、その財政需要をたくさんさんのパターンで見ていきながら、他方で、それに大して税源をどう配分して、財政調整をどう配分するかということについてまで、今からシミュレーションをやって、次回一回報告書案の検討を出して、報告書を決定するというのは、私はちょっと難しいんじゃないかというふうに思うんです。

そのように考えたときに、数字を出すというときに、やはり数字というのは変に出すとひとり歩きをする可能性があると思いますから、具体的に、例えば社会保障なら社会保障の領域でどういった権限配分をした場合に、どのぐらいの財源が必要になるのかとか、それに対してどういう財源の割り当てが適当かというようなことは漠然とは書き込めるんじゃないかと思いますが、そのあたりが数字の出し方というところが非常に気になったので申し上げました。

○黒川委員長 何となく、どういう税源の場合だったら、どういう歳出項目にはある程度対応できるのかとか、それから、今までのところ、どちらかというと税財政というと、本当に真水の世界のところの議論をしているんだけど、だんだん公共サービスというのは金融メカニズムのほうが強くなってきていて、公共サービスの料金でコストリカバリーセオリーの世界の中に入っていて、金融の世界の中にも入ってきている。それがだから市場でそのサービスを提供することに関する評価にもなるわけで、今までのところは本当に真水の負担の公平の話を議論しているんだけど、だけど、金融の世界もさっき債券の発行のところで喜んで手を挙げてくれそうな地域の債券と、それからだれも振り向いてくれないような債券とあって、しかも、今度10個ぐらいのところが自由に競争的に債券を発行すると、明らかに各社がもっと真水のところの公債発行の条件よりも厳しくシビアにいろいろ出てくる。そうすると、これまでの地方債計画とか地方財政計画みたいな問題の存在理由みたいなものが問われなきゃいけないし、ある部分の護送船団というののもいるのかもしれなくなってきたりします。

ここの債券論の議論のところも、今のところはとてもシンプルにみんな自由に発行できますと書いてあるんだけど、市場が受け入れてくれるかどうかについては何も書いていないわけだから、すごい冷たい書き方なんですよね。要するに、受け入れてくれなかったその地域は降参ですから、サービス水準は落ちる。しかも、移動は自由ですから、そうすると、人は足による投票をしてしまう可能性もある。何か考えると、全部そういうことを上手に気配りしながらものを書いていくということは、そんな簡単なことではなさそうだと思います。どういう形で最終的にみんなにわかってもらうように、しかし、そういう方向に進んでいくと、こんなにいいことがあるんだということが示せるかというのかな、それがだから見つけられないと困る。

○赤井委員　また初めに戻るかもしれないですけども、今のお話、よく議論にも出てきて、例えば、格差ができてどうしようもない道州が出てくるんじゃないかというお話が、よくわからないんですけど？結局、地域主権というのは格差を認めるというようなことで、ちょっとひどい言い方をすると、地方債計画とか国で見るというものはそこにはなくて、格差ができて、ある程度水平調整はするというのはあると思うので、それは道州単位で集まった会議でどこまで水平調整をして、つぶれそうな団体はどこまで救うべきかとか、そういうのは議論はしますけれども、そこに国がかかわらないというのが本当の地域主権かなというふうに位置づけられていて、そこを、もうそうじゃなくである程度そこも見ると。じゃ、だれが見るんだという話になるので、そのところは地域主権というのは格差を認めるんだというところを前提にした議論もあっていいと思うんですけども。

それで、格差があってもいいというふうにするのであれば、逆に言うと、格差があっては困るものは全部国に行くべきだというふうになっていて、そうすると、やはり国民が格差があっては困るものは国だと思っていると、どこまでその格差があってもいいと思って、どこまで地域主権の道州に任せたらいいのかというのは、また逆に国民はどう思っているかというところにもいくと思うんですけど。

○土野委員　今お話があったような議論なんですけれども、今、道州間での財政格差とかいろいろな問題が出てきているわけなんですけれども、全く同様なことが基礎自治体、道州[○]の中においても起き得るわけでありまして、その辺をどうするかということがやはり、特に今の権限配分でいけば、基礎自治体が主として事業を行う、市民サービスを行うということになるわけですから、そのところの対応がしっかりしていないと、道州間だけの話ではないだろうと思うんです。そこを私どもとしてはやはりきちんとする対応が必要なんじゃないかなと、こんなふうに思っています。

○中里委員　すみません、もう一度いいですか。

○黒川委員長　はい。

○中里委員　やっぱり税率が道州間で異なる消費税というのは、執行は僕は無理だと思うんですけども、北海道で5%、東北で10%の場合に、消費税ですと、仕向地主義が原則になるでしょうから、それを強行しますと、北海道から東北に物が輸出される場合には国

境税調整しなきゃいけなくなりますよね。まさかそれはお考えじゃないだろう。そうすると、仕向地主義じゃないとすれば、原産地主義でやろうとすると、北海道産品は5%の税率で販売され、東北産品は10%の税率で販売されるということで、どこの産品かによって競争条件が変わってくるということで、いずれにせよ、消費税というのは僕は単一税率で、全国で執行する以外に方法はないと思うんですけども、何か特別世界的に特許が取れるような特別なものが発明されたんですか。おおよそ理解できないんですが。

○黒川委員長 これはだから持田先生の説明がいいのかもしれないし、僕の理解で説明しているのかわかりませんが、基本的にEUの中ではそういうことを実際にはしているわけですね。これは貿易になるわけで。そのときの仕向地原則なのか、生産地原則なのかというのはあるかもしれません。この中で、持田先生が一番心配してらしたのは、ドイツがものすごくえげつなく脱税するんですね。

○中里委員 カルーセル。

○黒川委員長 カルーセル、そういう問題が起きるということで、それはすごい深刻な話で、全体のうちの1割ぐらいは脱税されてしまうということは現実には起こっているんで、そのことに関してどう対応したらいいかということは深刻な問題ではあるんですけども、でも、やっぱりEUの中では15%基準のところから25%のところまで税率みんな違う選択をしている。もちろんEUはEU指令で同じ率にしろと一生懸命言っていると思うんですけども、スウェーデンなんかは全く無視で、EUの中ではスウェーデンなんかは125種類もEU指令が出されて、ルール違反で反則ですよということをやることになったままEUの中で動いているということはあり得るわけです。どの辺のところまでそのことを認めるかは問題ですけども、中里先生が言うみたいに、僕も最初ここで始まる時は、地方消費税というのが地域主権の形で本当にできるんだろうかというのは議論としてはほぼ半信半疑で聞いていたんですけども、このところの議論を、新しい考え方の議論となっているときっと納得されると思います。

○中里委員 そうですか、それは楽しみにしています。すごいですね。

○黒川委員長 みんな疑っていたわけだから、このところの財政、つまり税制度の中ではかなりユニークに、なるほどなと思わせる。それもカナダから出てきたというところでとてもおもしろいと思っていますけど。いいですかね、今の説明で。ごめんなさい。

○持田委員長代理 きょうは黙っていようかと思ったんですけども、黒川先生、体調が悪い中でいろいろご説明していただいたので、ちょっとあれなんですけれども、原産地原則から国境調整を外して、どうやって仕向地原則を維持するかというのは非常に悩ましい問題ですね。EUはご存じのようにリバースチャージですとか繰り延べ支払いで、偽装的な仕向地原則というのをやっているんですけども、ただいま黒川先生おっしゃったように、カルーセル取引という脱税に悩んでいるわけですね。

それで、我々もいろいろEUの調査をこの間してきたんですけども、やはりEU方式というのを日本の地方消費税に当てはめるのは実務的に無理だろうという感触を持ってお

ります。それで、カナダのマクロ的な生産方式というものを他方で調査してきたんですけれども、これはかなりいけるんじゃないかという感触でこの間議論してきているところです。

それで、ポイントは二つあって、税率設定権は可能だという場合に、現在の地方消費税の課税ベースでベース決定を与えますと、全段階税額控除はうまくいかないんですよ。これはちょっと頭の体操をやればわかるんですけれども、うまくいかないんです。それで、どうするかということなんですけれども、仮に地方消費税の課税標準を現在のように国の消費税額ではなくて課税試算の調定の対価の額、これに切り換えれば、各都道府県が税率を自由に設定しても、全段階税額控除はうまくいくということはほぼわかったんです。

それともう一つは、さらにそれだけだと生産のほうが今度はうまくいかなくなるので、生産のほうもご存じのように現在は指定統計を使いまして、消費に相当する額を都道府県ごとにやっているわけですね。これも税率を変えますと、例えば東京が5%で佐賀県が3%というふうにしますと、生産がうまくいかなんですよ。こちらのほうも多少変える必要があるんですけれども、それも大幅な変更ではなくて、消費に相当する額ではなく、消費に相当する額に含まれている当該県の消費税率、これで生産すると生産のほうはうまくいくんです。

それともう一つは、より大きな問題ですけれども、現行の指定統計でマクロ的に消費を推計しますと、約210兆円あるんですけれども、産業連関表とのギャップが100兆円あるんですよ。ですから、これは大きい声では言えないんですけれども、やはり正確にやらないといけない。その見通しもほぼついていくということなんですけれども、これはごくごく少数意見ですので、中里先生に言われると何とも言えないんですが、これからそういう意見を広めていこうとは思っています。その節はよろしくお願いいたします。すみません。

○黒川委員長 法律的な意味をきちんとつけていただけるととてもありがたいと思っていますが。

というわけで、この問題というのはもともとEUのいろいろな研究をやっているときに、この種の問題を感じていて、その次に、でもこれはそう簡単には調整ができないということがわかってきたら、カナダにこういう方式があってという、本当にうまくいっているんだろうかということを考えていたら、調べてくださっている。しかも、総務省のほうでは、これを経済センサスというか、データをきちんと整理し直すという体系を今つくり始められていてというか、これは内閣府全体でそういう事務的な統計の処理の仕方に関する新しい方式を今検討されているということで、よりいろいろなことができる、地域主権に向けた形でデータがそろえられる形を整備して下さっている状態にあると認識していますけど、これはなかなか一個一個の弱点のところを質問されると、全体ゼロから始めると僕も説明できるんですけれども、途中のところだけ質問されると混乱してしまうので、ごめんなさいね、持田先生にちょっと迷惑をかけてしまいました。

さて、ここまで来て幾つか、江口座長がいないときに出てきた意見が、ここで私たちが中間答申に入っているものの考え方以上の付加価値をつける税財政上の専門的見地というのをつけ加えたとき、本当にビジョン懇のほうでそれをちゃんと採用してくれるかどうかということに関して保証をとれと、そういう議論があったんですけども。一言聞いておくと安心できますので、我々。

○江口道州制ビジョン懇談会座長 採用してくれるかどうかということにつきましては、親会のメンバーの方々、委員の先生方もおいでになりますから、私の一存で申し上げることはできませんけれども、やはり専門委員会というものができ上がって、そして専門委員の先生方でご議論を重ねていただいているわけですから、ここに出てきた結論というものについては、大いに尊重した形で取り組んでいきたい。もちろん親会のほうでも議論が行われて、多少いろいろ意見が出てくるかもしれませんが、やはり専門委員会をつくったという意味を十分勘案した上で対応していきたいというふうに思っています。

○黒川委員長 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

きょうは最初にうまくまとめられた資料があったというところで、これまでの6回の会議の全容がおおむねよくわかったところで、足さなければいけないことということについて議論していた。

前回終わりのときに、堺屋先生が、データをつくれと事務局に言っていかれたんですけども、今日もそういうデータを、ある程度データの上に乗かって、それが最終の報告書の中に載ってくるかどうかは別にして、きちんとしたデータの、それもなかなか基準としてはできないから、シナリオは何通りかつくって、これまでの議論のプラス、役に立つような形のデータで、こういう問題が幾つか起こる可能性について数字の上からでも示せるようにできるようにしたいと思っていたんです。

そうすると、これは事務局との相談なんですけど、次回で大きくまとめるというような感じではとても終わりそうもないので、これはぜひ夏休み明けのところにもう一度、できたら私にも時間を欲しいので、9月の終わりころか10月の初めころまで次の回を延ばしていただいて、そのときにはある程度のまとめと数字、いろいろなところから出てきているシナリオを上手に示しながら、数字で議論ができるような形も少しとりながら、ひよっとすると赤井先生なんかには助けてと……

○赤井委員 随時事務局と委員が議論しながら……

○黒川委員長 やればいいんですかね。そういう時間を後ろに少し延ばすことというのは可能でしょうか。

きょうの後の議題が、それから皆さんにももうちょっとつき合ってくださいということになるかと思いますが、次回の日程というのがものすごく前回のときにもおおむねストーリーができていた感じだったんですけども、少し後ろに延ばすということを約束していただけるとありがたいんですが、資料2ですか。

○杉本内閣参事官 この資料の2のほうは、前回一応こちらでご議論いただいたものを反

映させただけですけれども、おっしゃられるように、必要な作業は当然していただく必要があると思いますので、そこは十分にご相談させていただきながら、うんと遅れるというのは、後ろが全体の進行管理のことがあるかと思いますが、そのところは、ただこちらにも能力的な問題もありますので、いろいろご相談させていただきながらやらせていただく分には十分にできるだけやらせていただきます。

○持田委員長代理 私からも、これは前に堺屋委員からも具体的なデータについて事務局が委員会に出してほしいという提案もありましたし、それから、赤井委員は何度もこの件については委員会でご発言があったと思います。

きょうは、あと1回では無理ではないかというご意見が沼尾委員からあったことも事実ですけれども、可能な限り事務局の方に汗かいていただいてデータを出していただければと思いますので、そこら辺を頭の隅に置いていただければと思います。

○杉本内閣参事官 ただ、能力だけの問題ではなくて、データが具体的にどういうものかというのはある程度お示しいただきながらでないと、能力の面と、あとそれを処理するところとが相当能力的に落ちるものですから、そのところにはかなり限界がありますので、そのところをぜひご協力いただきながらというふうに思いますが。

○沼尾委員 そういう意味で申しますと、私自身はデータを出して幅広く慎重に議論をするということは、これまで本来やってきた上で、ここで論点の整理として出てくる話ならわかるんですけれども、今の時点で、そもそも地域主権型道州制という範囲をどう考えるかというところから議論があるところで、事務権限の配分から考えて、それぞれ必要な財源額を見積もっていくというところだけでも膨大な作業になると思うので、今の時点で具体的なデータを出して何かまとめるということは難しいんじゃないかなという、むしろそういう立場で考えています。

あと、前回、堺屋委員がA案、B案、C案でまとめるべきだということをおっしゃっていましたが、そんな三つの案に収束するような形でこの議論で税財政に関するプラントというのが出されている状況でもないと思いますし、このあたりはむしろ慎重を期すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○黒川委員長 すごいみんな最後のところは委員長のところに、私のところに引っかかっていると思うんですけれども、さっき九州の話も出てきましたし、それから地方制度調査会でもいろいろなことでデータだけ出していらっしゃいますし、ある程度あることは僕も知っていますし、いろいろなところの研究所でこういう調整もやっているし、うちの研究室のグループもやっていますし、ある程度数字はこんなものだということはわかっているんですけれども、やはり問題はやり方なんだと思うんです。従来の歳出構造とか、従来の税收構造ということを義務にして、この税金制度をやればこの地域では幾ら取れるというのは、これまでの制度の延長線上で推計しなさいというんだったら、そんな難しいことではないと思いますので、地域別に割り振ったところで。でも、この区割りもどういう形で別の委員会から出てきているか難しいところだと思いますけれども、その出てきたシナリ

オのところに当てはめることぐらいはそんなに難しいことではなくできると思います。ただ、それがより精緻な議論につながるかどうかという点で混乱を招くだけということも、持田先生がさっきおっしゃったようにあり得ると思うので、その点に関しては、A、B、Cも含めて任せていただくというか、いいアイデアがあるわけではないので、ちょっと夏休み、今まで出てきた議論ときょうの紙をみんなそろえてどういう形にしたらいいかということを考えてみたいと思います。

○古川委員 ちょっといいですか、関連で。

○黒川委員長 はい。

○古川委員 私は数字を出したほうがいいという考え方なんですが、ただ、沼尾委員がおっしゃったことはよくわかると思っています。ただ、やはりやるべきなのは、そうやっていろいろな数字を出してみても、それで何か議論を収束していくのか、それとも、このレベルでは幾らなんでも無理だねという話になるのか、そのためにもやはり我々はそれを見て議論をするということを避けてはいけないのではないかなというふうに思っております。

これまでもいろいろな先生方から事務局のほうに数字の依頼が出ているというふうに伺いましたけれども、私どもも実は事務局にお願いをしているんですね。九州モデルというのは私どもが独自に試算したものですから、例えば、中間報告ベースでもいいから、こんなふうに国と地方の財源配分が変わっていったときに、事務分担が変わっていったときにどういったことになっていくかという、そういう税収の動きのような資料をいただけないかということをお願いしたんですけれども、現時点のやつは出せるけれども、その先のやつについては出すのは難しいというお返事だったんですよ。やはりそうやっていろいろな先生方から声が出ているということは、やはり税財政の専門委員会だから、とにかく数字を出した上で議論をしたいということで、その上で取り扱いについてはどうするのか、ミスリーディングにならないように沼尾委員がおっしゃったようなことも含めて、取り扱いについては十分慎重にということで、ぜひベースになる数字は出していただければと思います。

○赤井委員 私も同じ意見で、最終的に、持田先生おっしゃったように、その数字を入れ込むかとか、いろいろな慎重な部分が要すると思うんですけれども、それに向かってはいろいろな情報というか数字を見て、またここで議論して、集約できるものは集約して入れていく、できないものはもう少し考えるというような体制が重要な。あと、時間的にかなり厳しいというのはあるんですけれども、できないことはないもので、そこは、こういう会議を開いて議論する場というのは何回も出るかわかりませんが、事務局と随時委員が、有志の委員が時間のあいているときに議論をしながらとか、どこかで集まってとか、そういうふうにして作業していくというのであれば、ある程度できるのかなというふうに思います。

以上です。

○杉本内閣参事官 決してあるデータを出さないということはありませんけれども、ただ、

こんなデータという形で、でき上がりはこんなイメージというのでは、データとしてご提供するものについては、いろいろほかの役所にもご相談しながらやっていくということもしていこうと思いますが、分析をどうするかというところはなかなか正直言って、そのこと自体も難しいですし、マンパワーの問題もありますしということもありますので、そこはまた一つ一つご相談させていただきながら、できることはできる限りやらせていただきますけれども、なかなかご理解もいただければというふうに思っております。

○古川委員 できないことにも挑戦をしていただきたい。優秀なんだから。

○赤井委員 あとちょっと一言つけ加えるんですけれども、私の以前の発表でも言ったんですけれども、時間的にちょっと難しいかもわからないんですけれども、そういう案が出たら、それに対して国民はどう思っているのかというような調査とか、そういうのは時間的に無理だと思うんですけれども、そういうところかなり興味があって、本当はそれを見せて、国民がどう思っているかを聞ければいいんですけれども、そうではなくても、これまでの調査の中で、例えば社会保障とか年金……年金は国かもしれないけど、例えば義務教育に格差ができるということにどう考えるのかとか、あとは介護の問題とか、今割り振っていますよね。それが実際どうなるかも含めて、国民はどう思っているのかということに関する調査みたいなものもあれば、そういうものも見ながら議論ができたらうれしいなと思っています。

○黒川委員長 何か上手にインターネットで意見を聴取して、今ものすごく進んでいて、1万件の意見を得るのに30分要らないんだそうですよ。そんなのが正しい答えかどうかよくわかりませんが、もし上手に情報発信してパブコメのような形でだれかから意見をもらうというようなことが可能だとすると、それは意外に難しいことではないのかもしれないですね。でも、何もかもイエスの答えをすると、杉本さんがあせっていますので。

○赤井委員 お金はかかりますから。

○黒川委員長 これはお金はかかるんですよ。だけど、すごく早い。世界で今別のところで都市ランキングを考えていて、世界の都市の住民の人にアンケートをとるというのをやるんですけれども、一つの都市、ロンドンで1万件、ニューヨークで1万件とやっていくと、何日もかかるように思うじゃないですか。出してから24時間以内に完全に分析ができるんですよ。恐ろしい世界なんですよ。ものすごく偏っているかもしれないけれども、コート別にちゃんと100件ずつ答えが出たりするんだよね。そういうことも自在に使っていらっしゃる方もいらっしゃるので、どれぐらいお金のかかることかよくわかりませんが、すみません。

○沼尾委員 今、赤井委員がおっしゃった点大変重要だと思うんですけれども、今、黒川委員長がおっしゃった形で国民全体にアンケートをやるべきだというふうに事務局に申し上げるつもりは毛頭ないんですが、これまでの道州制に関するいろいろな議論に関して整理をするという話が先ほどあったかと思うんですけれども、これは私自身見ている感想なんです、割と道州制に関して積極的に発言をされている立場というのは、どちらかと

いうと経済界ですよ。だから、むしろ生活者の起点から、先ほど赤井委員がおっしゃったような社会保障のことも含めて、その道州制というのが導入された場合に、自分たちの生活はどう変わるのか。本当はそういう観点から、道州制というのは国民的に議論されなければいけないんだけど、なかなかそういう視点がない。だから、既存の議論でこういうものがありますというのを取りまとめたときに、非常にそのアウトプットは偏っている可能性があるんで、そこは非常に留意しておく必要があるんじゃないか。

○黒川委員長 それは了解しています。

おおむね議論ができたですか……はい。

○赤井委員 ナショナルミニマムがどのぐらいなのかというのは重要で、それもなかなか永遠の課題なんですけれども、あともう一つ、水平調整をするときに、どういうシステムでやるのか、実際、道州間で本当に水平調整ができるのか。私がいる大阪府でも、知事が議論をたくさんされているんですけれども、やはり知事とかと話をしても、道州制になったときに、本当に道州間でどういうふうに……今は事実上、総務省が間に交付税という形でやっているわけなんですけれども、本当に道州、今で言うと知事会みたいところで、東京都みたいな財源が集まっているところからお金を移すということが本当にどのぐらいできるか……持田先生がこれまでにすごく議論されているというか勉強されていると思うんですけれども、そういうところに関して私も自分の考えというのは十分持てていないんですけれども、専門家の委員の間でどのぐらい現実性があるのか、どのようなルールにすれば議論が収束してそういうのが実際できるのか、そのあたりというのは皆さん、私からの意見なんですけれども、どのような意見というのが集まりというか中心なんでしょう。

○古川委員 それは九州モデルで言うと、そこの部分は調整財源として法人税の一部と所得税の一部を準備しようということで、東京都が、また東京都が含まれる州が徴収したものを拠出するというドイツ型ではなくて、あらかじめ調整用の財源を確保するという、今の交付税のイメージ的なものを持ってこよう。それから、今、不交付団体という制度が存在していますけれども、基本的には不交付団体はつくらない。あらゆる道や州が調整財源の対象となるというふうにしていかなければ、何となくイメージとして、私たちは出すばかりというふうなところが出てきて、そこはなかなか、仮に道州税じゃないにしても、理解が得られにくいんじゃないかというふうなことで、九州モデルの中では、だから国税で徴収する分の一部を調整財源に持って行って、東京都や大阪も含むようなところも交付の対象にするということでやればよいのではないかという議論がなされております。

○赤井委員 多分この地方主権となってくると、国税じゃなくて、共同財源はいいと思うんですけれども、地方税ということで、その割り振り方、どういう財源を国全体で地方の財源として集めて割り振るのかを決めるのも、いわゆる道州委員会みたいところで決めるということに。共同財源にすると、自分のところに入ったものを出すというイメージはなくなるんですけれども、いずれにしろ、道州のトップが集まってどうするかを決めると

いう、現在とは、国とは違うレベルで決めると思うので、そのときに本当にそれがどういうふうにできるのか。当然、透明性のある簡素なルールで割り振るみたいな話になると思うんですけども、そのルールを決めるのが、また自分がもらう主体であるというところで、そのところは九州モデルではどういうふうに整理されるのでしょうか。

○黒川委員長 もらう側のほうが絶対多くなっちゃうね。

○古川委員 九州モデルでは道州税は消費税がメインになっていて……

○赤井委員 ルールは国が決めるんですか、地方で決めるんですか、配分ルール。

○古川委員 ルールは、今、国と地方の協議の制度というものをこれから法制化しようとしていますけれども、そのさらに進んだような形というものをつくっていこうというところを考えて……

○赤井委員 じゃ、国は関与するということですか、ルールに。

○古川委員 そこはある固定の分の税率を変えていこうということは本来、例えば、自動車税の税率を我が州が幾らにするみたいなやつは独自で決められるやつだろう。でも、何らかの形で州間の調整が必要なものについては、まずは州が集まった調整組織、全州会議みたいなやつで議論をして決めていく。そこで決めたことや議論の内容について、今度、国と別途協議する機関があって、そこで議論をしていくというイメージで考えられています。ですから、州の中での調整をする、州同士のインターステートで調整をしていくという部分と、今度はその地方政府と中央政府の間で調整をするという２段階で出てくるんではなかろうかというふうに考えていますが。

○赤井委員 その州だけで調整して完全にルールを決めるということでは無理なわけですか。そこは国の税になっているからという意味ですか。

○古川委員 そのところは、税についてだけではなくて、いろいろな制度について、地方に関係があるようなものを決めるときには調整をするということがあるので、その機関は常置でなくてはいけないだろうというふうに考えているんですが、その対象に税をするのかしないかというのはもちろんそこは政策の問題かもしれません。ぴしゃっと全くきれいに分かれてしまえば、そこは要らないという部分も出てくるのかもしれません。

○赤井委員 あともう一つよろしいですか。

今まさに発言されているのが知事さんなんですけれども、私の疑問としては、例えば、州委員会に相当するものとして知事の知事会というのがあるわけですね。今、ある程度東京から格差があって、例えば、知事会である程度の財源を配分しましょう、水平調整しましょうとやった場合に、ある程度の格差というのはどの程度調整されるところで知事会というのは納得するとか調整されるというイメージをお持ちでしょうか。それは道州委員会でも同じだと思うんですが。

○古川委員 ええ。知事会というところは、実は全会一致が原則なんですけれども、みんなが賛成することというのはまずない組織なんです。要するに、上司のいない人が47人集まっているわけですから、およそ合意とかコンセンサスという言葉とは無縁の響きなわ

けです。

結局どういうところで納得するのかというと、強い異論が出ないかどうかというところぐらいの、だからコンセンサスのレベルが低いんですよ。そうでなければ、例えば、今度、前に東京都の税収が多過ぎるというので、地方法人特別税みたいな制度ができたとき、東京都は当然反対でした、愛知県も反対でした。ですけれども、それは全国知事会として見たときに、圧倒的にそれはやむなし。また、積極的に賛成という意見が多いわけです。結果的には、東京都の知事は余り来られませんでした、東京都の副知事や愛知県知事なんかは、結局こういったものは違例のことであって、ずっと続くようなことにならないようにすべきだとか、そういったことを言われて、結局はそこで落ち着かれたというようなところがあるわけです。

だから、それは、実は知事会というのは別に今決定権を持っている組織じゃないから、そうやって諦めておられるのかもしれませんが。ですから、それが仮に法定組織になって、決定権を持つ組織になったときには、自分が反対を続ける限りは決まらないんだということになると、そこは最後まで反対し続けられるのかもしれませんが。そのビヘイビアは予測できない部分があるんですけれども、現在のことで言えば、そういう形でおさまっているというのが現実でございます。

○赤井委員 余りこの議論を続けてもあれなんですけれども、やはり今のおっしゃったことというのは、かなり道州制に何を任せるのか、あと水平調整がどのぐらい地方主権の中でできるのかを考える上でかなり重要な。同じような状況が起きると思うんですね。今回の地方法人特別税の場合は、国が先導してそれを決めているのでやむなしということになるんですけれども、やはり地方が道州委員会、知事会みたいなところで決定するとなると、かなりどこまで調整ができるのか。逆に、それ次第でいろいろな案を考えるという話ですけれども、マクロで考える分にはいいと思うんですけれども、ある案のもとで地域間格差がどのようにできてきて、どうなるのかというのを考える上で一番重要なのは、水平調整が道州のトップの委員会でどのぐらいできるのかということにかかわってくると思うので、そのようなところももう少し議論して整理できればなと思います。

以上です。

○持田委員長代理 今、黒川委員長ちょっと退席していますが、議論は引き続きしたいと思います。

どうぞ、古川委員。

○古川委員 ぜひそういった議論についてご指摘いただいたことも含めて議論が続けられればと思っています。

それともう一つ、私どもずっと道州制そのもののいろいろな広報とか意見交換会とかをやっているんですけれども、我々の頭の中では、道州制になるということイコール、または地方分権もそうなんですけれども、格差拡大に本質的にはつながっていく。それでもいいじゃないか、自分たちでものを決められるほうが大事だという考え方ということがある

んだらうと思うんですが、これが実際に県民の方と話していると、実は思っておられることが逆で、というのは、今が中央集権で格差のない社会だと思っておられないんですよ。今、中央集権だからこそ、中央というのが東京という地域というものと重ね合わせられる部分があって、だから自分たちの地域が極めて疲弊していて、東京はいろいろな意味で恵まれているけれども、地方は恵まれていない。この格差を何とかするためにも、道州制にしてほしいという意見の方が多いんですね。そこは我々頭の中で、少なくとも私が頭の中で考えていることとは逆のことを言われてしまうんですよ。だから、それは自分たちで決められるというのはいいことだけれども、余り頼れなくなるので、それは厳しくなるかもしれないよという話をするわけですけども、今より悪ならんやろみたいな、そういう感じの響きだというのが一個です。

あと、割と九州地域戦略会議で出ていたのは、結局、これから社会保障給付が広がっていくというときに、実は今の政治のありようを見ていても、それがこれだけわかっていて、そのためには消費税率を上げなければだめだろうということがみんな薄々わかっているけれども、現実に政治課題にできない。というのはなぜなのかというと、やはり1億2,000万を一つの単位として、消費税率が8%になればこういう給付が受けられますよということを実感してもらうということはなかなか難しい。

一方で、比較的そういったことについて国民の理解が得られている国々の多くが1,000万人単位とかそういったところで得られているというのは、やはり近さというものがあるんじゃないのか。そういった部分について、例えば、南関東と九州で消費税の税率が行く行く変わってきたとしても、これは九州は年寄り大きなしょんなかたいというふうな話が、道州制であればまだ理解してもらえるんじゃないかというふうな議論が、それは経済界のほうから出ている話ではあるんですね。だから、そういうある程度の小さい単位のほうが、自分に給付が跳ね返ってくることを信じていることができるみたいな、どこかそういったところのラインがあるような気がするんです。

1億2,000万人だと信じられないけれども、例えば、我々が公民館を建てかえるときに、3年間は2,000円会費プラスになるというのはみんなが納得するのは、それを自分たちが使おうと思うからという部分があるわけですね。それにも似たようなところで、どこまでだったら、そういったものをみんながわかってくれるのかというラインがあるんじゃないかというような議論が、戦略会議の中では出ているところです。

○赤井委員 理想はそうです。

○黒川委員長 これは、九州はもう何年も前から九州議会のようなシステムをつくって、その地域で全体でものを考えるという工夫をされてきている。北海道もそういう可能性もあるのかもしれませんが、こういう経験がない東北地方とか、四国なんかはそういう経験がありそうな感じがしますが、そういうところでも考えなければいけないということが、これから僕らが考えなければいけないいい経験をたくさん九州はされているということで、それをされてきたところが、どちらかというと全国の中では道州制に前向

きに議論されていращやるということが、今きっと古川委員が言われたような内容から確信が持たれてきているのかもしれませんが。

これをオールジャパンでやろうとすると、結果的にはやはり道州区割りの話があって、負担をするところは、アメリカが西ドイツだけだったときにも、十余りの州で割るのに、いつもお金をとられる州は二つの州と決まっていて、あとの全部の州はとにかくいただける側、そういうふうになって固定化してしまう。今、その固定が崩れていて、違うエリアがものすごく経済力を伸ばすなんてことは起こってきていますけれども、そういう固定化みたいなことはある程度意識しないと、さっきの中里先生の意見じゃないけれども、何も抽象的に地方とか財政調整と言ってもなかなか始まらない。となると、どこが税収源になるのかということ意識しながら議論してしまうことになるのかもしれない。

そうすると、九州なんかはそのこととは全く無関係に中立的にちょうどできるようなところの県ばかり集まっていてラッキーなのかもしれないですね。最悪でも宮崎というぐらいいの感じで議論ができていくのかもしれないですね。そうじゃないところというか、中国地方でやるとものすごく広島に負担がかかるとか、そういうことが幾つか起こってきそうだし、それを一個の道州という形にしてしまっ、都道府県の枠がなくなるという状態で、あとは基礎的自治体だという状態をイメージすると、どういう調整、それから一番難しいのは、10余りの区割りができたとしたときに、その間での調整というのは、どうしても必要にならざるを得ないですね。しかも、それが東京や大阪に負担がかかるような形に、それが負担と言うべきかどうかともわかりませんが、必ず起こるでしょうから、その必ず起こるだろうというのは、だれもが認識しているんだけど、どれぐらいの負担になるのかということに関する重さについてはシナリオが何種類かありそうな予感がするという、そういうことですね。しかも、そのときに負担する側に大阪も入るのかとか、当面ひどい状態のところを入れてあげるかどうかとか、それと、民間の経済力で担税能力があるかどうかということと、現行の行政体の財政状況の話とがどんなにかわりを持つかということはまた別の問題で難しい。

僕はさっき税収関数と言ったのは、要するに、その地域の担税能力のことを言おうとしたわけで、そこその地域の行政体の現行の財政状況の話をしたわけではなかったもので、そういう関数でちゃんと見ないとだめかもしれないと思ったりしているんですね。

予定をしていたというか、きょう事務局では1時間ぐらいで終わるかもしれませんが言われていたんですけども、そんなことはなく、徐々に終わりかかってくると、みんなも気合が入ってくるということで、どこが論点かということも徐々にわかってくるというか、いずれにしろ、最終的にはまとめ上げられるところまでしかまとめ上げられないわけなんだけれども、こんなに苦労してみんなが集まって議論したわけだから、付加価値はつけて親委員会にお返ししようというふうに思っています。

○江口道州制ビジョン懇談会座長　ありがとうございます。

○黒川委員長　きょうはどうも長時間ありがとうございます。

次回については、事務局と相談しながら、どれぐらいデータが集まったり、どんなシナリオのバリエーションを考えて皆さんにいろいろなものが提示できるかわかりませんが、そういうものの準備ができたころに会議を始めたいと思います。

最終的には11月には終わらなきゃいけないんですけど。

○杉本内閣参事官 おおむねそんなところかなと思います。

○黒川委員長 だから、この8月、9月は楽しい夏休みではなくなったということだけは……。

ということで、次にデータが出てきたら、もっと激しい議論になるかもしれませんが、きょうの議論はここまでということにさせていただきたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

午後 2時41分閉会